2018年

税理士による相続税事前相談

現金無いけど両親が亡くなったら
自宅はどうするの？

お墓の準備はいつするの？

うちの会社の株は
相続するときどうなるの？

基礎控除額の引き下げで、課税対象者が拡大
され、千代田区、中央区、港区では
４人に１人が課税税対象になります。

**相続税に関する基本的、一般的な質問や疑問は
お電話にてご予約の上私達にご相談ください。**

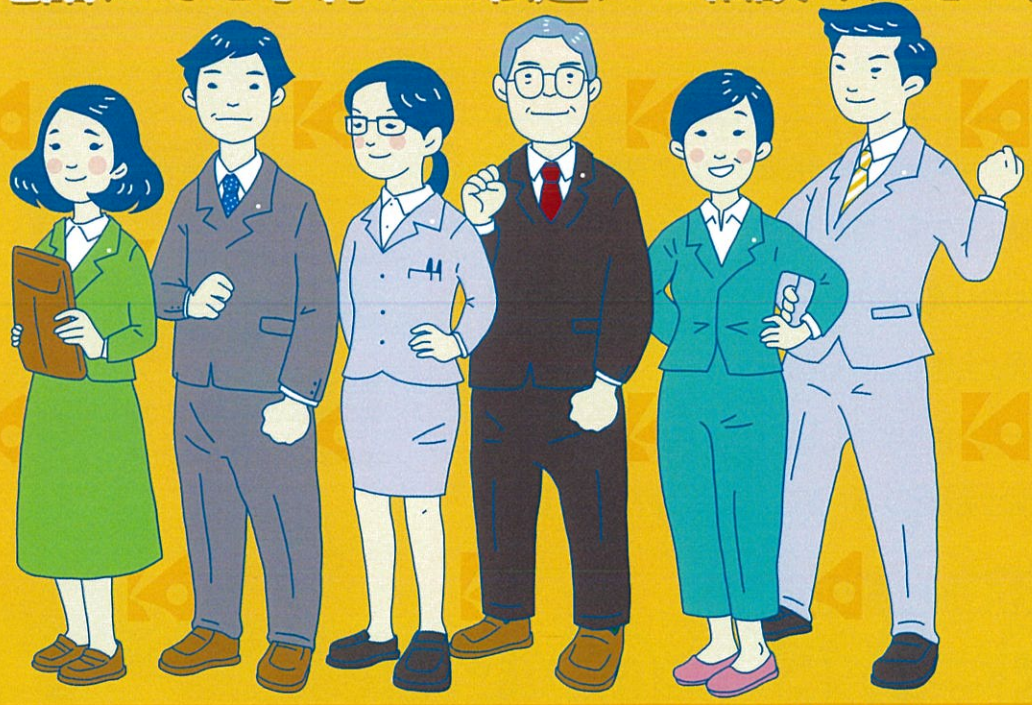

東京税理士会麹町支部：主催

（まずは、お電話!!）
(03)3264−0049

～東京税理士会麹町支部　主催～

税理士による相続税事前相談会

平成30年1/19(金)2/16(金)3/22(木)

平成30年4月以降も随時開催！詳細は支部事務局までお問い合わせください。

平成27年1月より相続税が改正され相続税の基礎控除額が引き下げられた結果、相続税の課税対象者が拡大されました。
財務省の試算では地価が高い千代田区、中央区、港区では４人に１人が相続税の課税対象者になると予想されています。

そこで、東京税理士会麹町支部では、相続税の課税対象者拡大に対処するため、下記の日程にて納税者の皆様の疑問・質問等に関する無料相談会を開催します。 相談ご希望の方は、お電話にてご予約のうえ会場にお越し下さい。なお、相談時間の目安は１時間程度の予定となりますので、あらかじめご了承下さい。
※税金に関する相談を受けることができるのは、税理士だけです。

主　催　東京税理士会麹町支部

日　時　平成30年1月19日(金)･2月16日(金)･3月22日(木)
※平成30年4月以降も随時開催！詳細は支部事務局までお問い合わせください。

時　間　午後１時より午後５時迄（相談１回あたり１時間程度）
※定員になり次第締め切らせていただきます。

相談員　東京税理士会麹町支部所属税理士

場　所　東京都千代田区九段北１丁目３番６号セーキビル３階
東京税理士会麹町支部　※地下鉄「九段下」駅徒歩１分

事前予約・問い合わせは…

☎ 03-3264-0049